

小情報共有

3枚 (非管理メモ) 9/27 15:04

NISA 到玉ヒ アレス対応チーム

取扱い 公開不可

プラント状況 (本店レク) 議事メモ

日時：平成 23 年 9 月 27 日 (火) 11:00~11:35

場所：東京電力本館 3 階大会議室

先方：記者約 20 名 (カメラ 3 台)

当方：原子力・立地本部

原子力設備管理部

原子力運営管理部

広報部

配布資料：

- ・ 福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ (9月27日6時現在)
- ・ 福島第一原子力発電所 4号機 原子炉建屋上部がれき撤去工事に伴う使用済み燃料プール養生のイメージ
- ・ 福島第一原子力発電所における核種分析結果の確報版の一部訂正について (続報)
- ・ 対象となる過去の核種分析結果公表資料一式
- ・ 当社福島第一原子力発電所 1~3号機の事故時運転操作手順書に係る報告の徴収について

よりプラント状況、配付資料に関して説明。

質疑：

Q. 核種分析結果の確報版の一部訂正について、測定値の誤りについて教えていただきたい。

A. 6件ある。1つ目は1号機サブドレンの6月20日分について  $6.6E-02Bq/cm^3$  から ND に訂正した点、2つ目は1号機サブドレンの6月29日分について ND から  $2.6E-02Bq/cm^3$  に変更した点、3つ目は物揚場・スクリーン等の1~4号機取水口南側の5月15日分について  $140Bq/L$  から  $14Bq/L$  に訂正した点、4つ目は土壌 $\gamma$ のグラウンド4月7日分について  $9.2E+03$  から ND に訂正した点、5つ目は土壌 $\gamma$ の野鳥の森4月7日分について ND に訂正した点、6つ目は土壌 $\gamma$ の産廃処分場近傍4月28日分について  $2.2E+05Bq/kg$  から  $2.0E+05Bq/kg$  に訂正した点である。今回は前回のように数値が訂正前後で800倍近く変わったというものは無かった。

Q. 倍率は最大で何倍か。

A. 比較対象が ND のものについては倍率を出す事は難しい。訂正後に値が大きくなったケースは1号機サブドレンの6月29日分の1件のみである。

Q. 訂正後に数値が大きくなった件について、検出限界値を教えてください。

A. 確認させていただく。(会見終了後に記者に対して検出限界値は  $2.2 \times 10^{-2}$  とフォロー済。)

Q. 1~3号機の事故時運転操作手順書の報告徴収について、どのように報告するの

か。

A. 提出指示があったのは1～3号機の号機毎の3種類の手順書であり、それぞれ厚さが4～5cmのファイルを14～15冊提出する。

Q. 東京電力は当初、核物質防護上の観点および知的財産の観点から公表すべきでないという姿勢であったが、その考えは変わらないのか。

A. 従来からの考え方は変わっていないが、今回は法律に基づく報告徴収でありマスクキングせずに提出させていただく。原子力安全・保安院が公開する際には事前に当社に問い合わせが入るので、公開に関する当社の考え方を述べさせていただく。

Q. 原子力安全・保安院が手順書の公開を求めた際の東電としての対応は。

A. 現段階で公開に関わる請求が生じていないが、保安院が情報公開法に従い徴収した手順書を公開する場合には、事前に当社に対して開示に関する相談があることから、その際に公開に対する当社の考え方を述べさせていただく。

Q. 核種分析の訂正の件について、8月30日報告分から更に数件訂正箇所が発覚したのはなぜか。

A. 8月30日時点での報告対象が5月7日までのサンプリング結果の確報版であり、5月8日以降の結果については、チェックシート等を導入し監視体制を強化したため訂正箇所は少ないと想定し、確認作業が遅れたもの。

Q. チェックシートを導入していたにも関わらず訂正箇所が発生した理由は。

A. 今回は、外部検査機関にサンプリングを依頼し、当社が公開資料にまとめる際に転記ミスをしたというのが主な原因である。また、処理量が膨大であったため、一部不十分な点があったのかと思われる。

Q. 5月8日以降のサンプリング結果の中で訂正箇所が発覚したのは何箇所か。

A. 3箇所。

Q. 事故時運転操作手順書は、1～3号機全てで14～15冊程度になるのか。

A. その通り。

Q. 各号機あたり4～5冊程度という理解でよいか。

A. その通り。

Q. 衆議院科学技術イノベーション推進特別委員会への対応は。

A. 委員会からの要請については原子力安全・保安院宛になるので、今回提出する予定の手順書に関する取り扱い等については原子力安全・保安院が判断することになる。

Q. 衆議院科学技術イノベーション推進特別委員会に提出する手順書については、マスクキングしたものが提出される可能性もあり得るということか。

A. 場合によってはあり得ると考えている。原子力安全・保安院には当社の意見を述べたいと考えているが、最終的な判断は原子力安全・保安院が行うことになる。

Q. 4号機使用済燃料プールの表面積は。

A. 東西方向で約12m、南北方向で約10m。

Q. 使用済燃料プールのフロート養生はいつ終了する予定なのか。

A. 本日から作業を開始し、10月半ばで終了予定。

Q. フロート材の耐荷重はどの程度か。

A. 10kgのコンクリート片および33kgの鉄板2枚を組み合わせたものを落下させ受け止められることをモックアップ試験にて確認している。

Q. フロート養生する目的は、今後プール周辺でのガレキ撤去作業により鉄骨等の落下物がプール内に入らないようにするためか。

A. 今後、4号機原子炉建屋オペレーティングフロアの鉄骨を解体していく予定であるが、その際に落下物がプールに入り込むことを防ぎたいと考えている。

Q. 注水箇所には養生しないという理解でよいか。

A. 注水箇所はフロートの下にあるので注水に影響はないと考えている。また、スキマサージタンクの入口がプールの左隅にあるので、その部分はフロート養生をしない予定。

Q. フロート養生することによる悪影響はあるのか。

A. 特にないと考えている。フロート養生することにより蒸発量を抑えられるメリットがある。

Q. 1～3号機の事故時運転操作手順書については、全てマスキングしないで原子力安全・保安院に提出するのか。

A. その予定である。

Q. 海上計測や水盤による計測および原子炉建屋上空でのサンプリング等により計測体制の強化を図ってきているが、先日の工程表の見直しの際には1～3号機からの放射性物質の放出量は合計で約2億ベクレル/時と前回の見直し時と値が変わらなかった。現在、より値の正確さを出すために実施していることはあるのか。

A. 原子炉建屋上部の測定に関しては3号機の評価が終了しておらず、継続して解析・評価を実施したい。実際に噴出している部分から測定箇所が上部にずれているので、解析により建屋表面でどの程度放出されているのかを評価したい。また圧力容器の冷却が継続的にできているので、引き続き影響について評価していきたい。

1号機については建屋カバーが近々完成する予定であり、これまでのテント方式でのサンプリングより正確な値が計測できると考えている。

なお、水盤での計測結果は今月末に出る予定であり、海上サンプリングについても今後継続して採取する予定であるが、こちらに関しては継続的な評価が必要と考えている。

以上

情報共有

4枚 (非管理メモ)

◎ 取扱状況

◎ 公開不可

東京電力株式会社

NISA班 ← プレス対応チーム

プラント状況 (本店レク) 議事メモ

9/28 10:20

日時：平成 23 年 9 月 27 日 (火) 18:00~18:30

場所：東京電力本館 3 階大会議室

先方：記者約 20 名 (カメラ 3 台)

当方：原子力・立地本部

原子力設備管理部

原子力運営管理部

広報部

配布資料：

- ・ 福島第一原子力発電所の状況
- ・ 福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果について (第百八十六報)
- ・ 福島第一原子力発電所付近における海水中の放射性物質の核種分析の結果について (第百七十九報)
- ・ 福島第一原子力発電所取水口で採取した海水中に含まれる放射性物質の核種分析の結果について (9月26日採取分)
- ・ 福島第一原子力発電所タービン建屋付近のサブドレンからの放射性物質の検出について (9月26日採取分)
- ・ 集中廃棄物処理施設周辺 サブドレン水各種分析結果
- ・ 福島第一原子力発電所 2、3号機原子炉建屋 1階 ロボットによる雰囲気線量の測定結果
- ・ 福島第一原子力発電所プラント関連パラメータ (水位・圧力・温度などのデータ)

よりプラント状況、配付資料に関して説明。

質疑：

Q. 1号機の格納容器スプレイ系配管の水素ガス濃度測定の進捗は。

A. 先週の木曜、金曜日に測定して以降、新たな測定は行っていない。可燃性ガス検出器を用いて濃度測定を行ったが、当初は振り切れたものの、2、3分程度するとガスが拡散して数値が0になった。高濃度の水素ガスも測定できる機器の手配ができたので、明日には再測定したいと考えている。なお、格納容器内の水素ガス濃度は、1、2、3号機において全て1%未満と考えており、可燃限界である水素ガス濃度4%を下回っているため、直ちに爆発する可能性は少ないと考えている。また、2、3号機についても1号機と同様に格納容器の気相部分にある配管に水素ガスが滞留している可能性があるため、格納容器ガス管理システムを繋ぎ込み部分で水素ガスの濃度を測定したいと考えている。

Q. 時間とともに水素ガスが増えている可能性はないのか。

A. 水素ガスの発生量として、1号機は0.4m<sup>3</sup>/h、2、3号機は0.5m<sup>3</sup>/h程度と推定している。水素ガスは損傷燃料に触れた水の放射性分解により発生していると考えており、水素ガスが可燃限界に達しないように各号機で窒素ガスを注入している。なお、格納容器は現在、リークタイトな状態ではないため、格納容器から水素ガスが漏れ出ている可能性があると考えている。

Q. 原子力安全・保安院から報告徴収を受けた手順書の提出について、1号機分は既に提出しているのか。まだであれば、提出はいつか。

A. 操作手順書については、1号機は本日、2、3号機については明日を期限とした報告徴収を原子力安全・保安院から受けている。現在、1号機の手順書については、まだ提出の準備を進めている段階である。提出期限を遵守するべく、鋭意準備を進めている。なお、提出を行った際にはご報告させていただく。

Q. 午前中の会見では、提出する手順書はマスキングをしないということであったが、提出に向けた準備とは具体的にどのようなものか。

A. 手順書自体のコピーや、提出に関して総務部門、法務部門との社内調整などである。

Q. 2号機の原子炉温度について、本日12時時点での圧力容器下部の温度が101.1℃であったが、最新のデータでは100℃を切っていないのか。

A. 最新のデータ(本日17時時点)の値として、圧力容器下部温度が100.5℃の状態。6時間で0.3~0.6℃程度の低下傾向であるので、早ければ明日中には100℃を下回ると考えている。

Q. 圧力容器全体の温度が100℃を下回っても現在の注水量を維持するのか。

A. 2号機への注水については、当面の間、給水系:約4m<sup>3</sup>/h、炉心スプレイ系:約6m<sup>3</sup>/h、計:10m<sup>3</sup>/hを継続する予定。余裕を持って、90℃以下までは冷却したいと考えている。

Q. 3号機の温度パラメータについて、RPVベローシール部のみ100℃を下回ってから温度が急上昇したが、ここだけ温度が高くなった理由、まだ100℃を下回らない理由は。

A. 計器不良が1番の原因と考えており、温度計本体というよりは端子台といった部分が湿気等の影響を受けて、導通が悪くなった結果、数値が変動したのではないかと思う。現在、当該部分の温度全体としては上下動をしながらも徐々に低下している状況であり、計器としてはある程度の信頼性があると思うが、まだ経過観察の状態である。

Q. 明日以降、3号機のRPVベローシール部を除き、2号機の圧力容器下部ヘッド温度が100℃を下回れば、1、2、3号機全ての測定箇所において100℃を下回る可能性が高いという理解で良いか。

A. 全ての温度計の校正ができていないわけではないが、全体の傾向としては正しいのではないかと考えており、3号機RPVベローシールを除けば、全体として100℃を下回るのではないかと考えている。

Q. 3号機の可燃性ガス処理系配管周りの線量が他と比較して高いことをどのように評価しているか。また、その原因としては何が考えられるか。

A. はっきりしたことはわかっていない。当該箇所の反対側（南西側）にも機器ハッチがあるが、これは以前に窒素ガス注入系での配管接続の際には鉄板をして線量低減を行った。3号機は可燃性ガス処理系配管周りだけでなく、建屋全体として線量が高い状況である。実際の配管の位置関係や、漏れている可能性のある箇所の特定等、今後確認する必要があると考えている。

Q. 機器ハッチや可燃性ガス処理系配管など、格納容器から繋がっている箇所の線量が高いということは、格納容器から漏れている可能性はないのか。

A. 格納容器のハッチは二重扉の構造であるが、扉のパッキン等の部分が熱力で傷んだ結果、多少漏れた可能性もあると考えられる。

Q. そうした場合、蒸気として漏れているのか。

A. 最高温度が300℃を上回っている状況であったので、パッキン等が劣化し、そこから蒸気が漏れている可能性もある。

Q. 賠償の件について、風評被害に関わる営業損失の算定基準として、貢献利益のうち減収率の20%は賠償対象外としているが、現地の観光業者の中には、風評被害は全て今回の事故に起因すると考えている方もいるようだが、東電はどのように考えているか。

A. どのような形で賠償を進めていくかは社内で検討しているところ。賠償額の算定に関し、今回の発電所の事故に起因するものと、地震に起因するものをどう切り分けるかは難しい判断だが、地震による被害については、2割程度という算定基準を提示させて頂いた。観光業の皆さまにおいては、様々なご意向があると思うので、福島原子力補償相談室等を通じご相談させて頂きたい。

Q. 賠償額については、話し合いの余地があるということか。

A. 様々なケースが想定されることから、福島原子力補償相談室を通じご相談させて頂きたい。

Q. 事業者が避難先で購入した事務機器は補償の対象に入っていないとのことだが、どのように考えているのか。

A. 事業を営む上での必要経費という面と今回の事故が寄与している面をどう判断するかは難しいが、福島原子力補償相談室を通じご相談させて頂きたい。

Q. 避難先で購入した事務機器の賠償について、話し合いの余地があるということか。

A. 一概に賠償対象外とは言いきれないことから、個別にご相談させて頂きたいと考えている。

Q. 事業者の中には事業者向けの請求書が届いたとしても、東電に請求をしないという企業もあるようだが、そのような企業にはどのように対応していくのか。

A. どのような判断でそのような発言をしているかは不明だが、お話しを伺えればと考えている。

Q. 賠償の請求書に「書類を提出したら異議申し立てをしない」旨の一文が記載されているがいつ削除するのか。また既に送付済の請求書についてはどのように対応するのか。

A. 個人向けの請求書は既に送付済であるが、その方々については、補足説明資料を送付させて頂く予定。また新たに発送する事業者向け請求書については、対象の文言を削除している。

Q. 現時点で東電に届いた請求書はどの程度か。

A. 請求書は9月14日から受付を開始し、9月25日までに約3,500通の請求書が届いている。

Q. 蒸発濃縮装置(3A, 3B, 3C)の試験運転をするとのことだが、溜まり水の水位をOP3,000で維持するのであれば、蒸発濃縮装置を設置する必要がないように思えるが、今後の水処理を見据えての設置なのか。それとも敷地内の溜まり水の水位をできるだけ下げる計画を立てていた頃に設置を決めたものなのか。

A. 蒸発濃縮装置は、溜まり水の水位の維持に直接関係なく、濃縮塩水の減容を目的としたもの。RO式の淡水化装置は、処理水の約4割が淡水となり、その他6割が濃縮塩水となる。蒸発濃縮装置は、RO式淡水化装置から出た濃縮塩水を淡水と更に濃い濃縮塩水に分けることができる。凝縮塩水は最終的に保管することとなるが、その量を減容するものである。

以上